

宝塚市告示第65号

セミセルフレジを用いたキャッシュレス決済に関する指定納付受託者を下記のとおり指定したので、地方自治法第231条の2の3第2項の規定により告示します。

令和7年（2025年）4月1日

宝塚市長 山崎 晴恵

記

- 1 納付させる歳入 セミセルフレジを用いたキャッシュレス決済にて請求する
証明書交付手数料等
- 2 指定納付受託者 株式会社寺岡精工
東京都大田区久が原5-13-12
代表取締役社長 山本 宏輔
- 3 指定期間 令和7年（2025年）4月1日から
令和8年（2026年）3月31日まで
- 4 担当部署 〒665-8665
宝塚市東洋町1番1号
宝塚市市民交流部窓口サービス課
電話 0797-77-2050（直通）
FAX 0797-76-2006